

2025 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 シンバイオ製薬株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 吉 田 文 紀
 (コード番号 : 4582)
 問 合 せ 先 常務執行役員兼 CFO 成 宮 規 及
 (TEL. 03-5472-1125)

**第三者割当による第 65 回乃至第 67 回新株予約権(行使価額修正条項付)の
 発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025 年 7 月 22 日付の取締役会決議において決議した、EVO FUND（以下「EVO FUND」又は「割当先」といいます。）を割当先とする第 65 回乃至第 67 回新株予約権(以下それぞれを「第 65 回新株予約権」、「第 66 回新株予約権」及び「第 67 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、2025 年 8 月 12 日に発行価額の総額（3,300,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 7 月 22 日公表の「第三者割当による第 65 回乃至第 67 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに第 1 回無担保普通社債及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割 当 日	2025 年 8 月 12 日
(2) 新株予約権の総数	500,000 個 第 65 回新株予約権 : 200,000 個 第 66 回新株予約権 : 200,000 個 第 67 回新株予約権 : 100,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 3,300,000 円 第 65 回新株予約権 1 個当たり 8 円 第 66 回新株予約権 1 個当たり 7 円 第 67 回新株予約権 1 個当たり 3 円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	50,000,000 株(新株予約権 1 個につき 100 株) 第 65 回新株予約権 : 20,000,000 株 第 66 回新株予約権 : 20,000,000 株 第 67 回新株予約権 : 10,000,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額はいずれも 84 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 50,000,000 株であります。
(5) 調 達 資 金 の 額	8,353,300,000 円(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、168 円 本新株予約権の行使価額は、割当日の 2 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後（当日を含みます。）に初回の修正がなされ、以後 2 取引日（以下「価格算定期間」といいます。）が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日

	に、当該修正日の直前取引日（以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の 100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、当該価格算定期間のいずれの取引日においても終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。 また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。 但し、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない日（以下「基準日等」といいます。）の 1 取引日前（当日を含みます。）から基準日等（当日を含みます。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正を行わないものとし、その場合、次に修正が行われるのは基準日等の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、2 取引日が経過する毎に、各本新株予約権の発行要項第 10 項に準じて行使価額は修正されます。
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権 利 行 使 期 間	2025 年 8 月 13 日から 2028 年 5 月 15 日まで
(8) そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、行使コミット条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。 ※ ロックアップ 当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）による事前の書面による承諾（但し、当社が当該承諾について協議を求めた場合には、EJS は当該協議に応じるものとします。）を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり第 1 回無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）が残存している間において、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の発行又は当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせるものとします。但し、上記の制限は、当社が割当先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社の普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発

行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本買取契約の締結日時点において既に開示されている当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。また、当社が本条項に違反し、割当先から請求を受けた場合、当社はEJS又はEJSが指定する者に対して直ちに違約金を支払わなければなりません。

※先買権

当社は、本買取契約の締結日に始まり、本社債が残存している間において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付しようとする場合には（以下、かかる発行又は交付を「本追加新株式発行等」といいます。）、EJSによる事前の書面による承諾を得た場合を除き、EJSに対して、本追加新株式発行等を決議する取締役会の日の3週間前までに、その予定に係る主要な条件及び内容（当該証券の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含むが、これに限られません。以下同じです。）を記載した書面により通知しなければなりません。

割当先は、上記の通知を受領した場合、当社に対して、当該通知の受領日（当日を含みません。）から1週間以内に、当該通知に記載された条件及び内容により本追加新株式等を引き受けるか否かを書面にて通知することとし、割当先が当該条件と同一の条件により本追加新株式等を引き受ける旨を当社に通知（以下、かかる通知を「応諾通知」といいます。）したときは、当社は、割当先に対して当該証券を発行又は交付するものとし、当該第三者に対して当該証券を発行又は交付してはなりません。

当社は、割当先からの応諾通知を受領しなかった場合に限り、上記通知により割当先に通知された主要な条件及び内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。

また、当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示しなければなりません。

なお、前記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとします。

- ① 当社の役職員若しくはコンサルタント若しくはアドバイザーを対象とするストックオプションを発行する場合、又は当社普通株式を発行若しくは交付する場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行株式数が本買取契約締結時点における当社の発行済株式総数の5%未満である場合。
- ② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された、本買取契約の締結日時点で既発行の株式（種類株式等で当社普通株式への転換請求権等を付与されているものを含む。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。
- ③ 上記の他、当社と割当先とが、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意した場合。

	また、当社が本条項に違反し、割当先から請求を受けた場合、当社はEJS又はEJSが指定する者に対して直ちに違約金を支払わなければなりません。
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

以 上